番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	五島地方局	管理部 総務課	H20.4.1	五島地方局総合庁舎 等宿日直業務委託	2,999,040	(個人契約2名)	緊急時の対応にあたって経験を要することや、鍵の 保管等保安上のため。	第167条の2 第1項 第2号
2	五島地方局	農林水産部農村整備課	H20.4.25	20農整畑委第201号 下崎山地区換地業務 委託	20,888,000	五島市福江町1-1 鬼岳土地改良区 理事長 小林 茂俊	換地業務は土地改良事業において、農地の所有権 移転等を含めて再整理するものであり、農地所有 者等の利害関係人に大きな影響を及ぼす事業であ る。 よって、事業に精通しており、かつ利害関係人等に より設立されている土地改良区に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
3	五島地方局	農林水産部農村整備課		20農整経委第101号 山手地区換地業務委 託		五島市富江町富江165 山手土地改良区 理事長 平野 清	換地業務は土地改良事業において、農地の所有権 移転等を含めて再整理するものであり、農地所有 者等の利害関係人に大きな影響を及ぼす事業であ る。 よって、事業に精通しており、かつ利害関係人等に より設立されている土地改良区に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
4	五島地方局	農林水産部 農村整備課	H20.6.25	牟田地区事業計画書 作成業務委託	1,155,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連 合会 会長 宮本 正則	換地を伴うほ場周辺に配置される道路及び用排水路の計画は、ほ場の形状、配置や集団化計画と密接不可分であることから、契約の相手方が左記団体に特定されるため	第167条の2 第1項 第2号
5	五島地方局	農林水産部 林務課	H20.10.23	20県営林特第1号 県営林間伐素材生産 販売事業	13,125,000	五島市吉田町3110-6 五島森林組合 代表理事組合長 大町 一利	五島地域の県営林で実施する事業については、施業委託者を県、施業受託者を地元森林組合とする森林整備合理化計画を共同で作成しているため、 契約相手方が五島森林組合に限定される。	

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
6	五島地方局	建設部管理課	H20.4.1	漁港環境整備施設等 管理業務委託	2,490,600	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責任があり、構造・用途・場所・利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険防止措置が必要である。 そのため、施設の維持補修、使用規制等を行い、施設の安全を確保する。 当業務を適正に遂行できるのは、行政責任のある五島市だけであるため。	第167条の2 第1項 第2号
7	五島地方局	建設部管理課	H20.4.1	福江港(大津地区、丸 木地区、大波止地区) 緑地管理業務委託	3,171,700	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	大津地区については、平成16年7月1日に長崎県知事と福江市長との間に、丸木地区については、平成9年8月1日に長崎県知事と福江市長の間に、大波止地区については、平成18年3月31日に長崎県知事と五島市長との間にそれぞれ締結された管理委託基本契約に基づいて、県と地元市町村(現五島市)が港湾緑地管理に要する費用の負担割合を定めている。 以上により、基本契約に基づく委託業務であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項 第2号
8	五島地方局	建設部管理課		竣功認可調査測量業 務委託(岐宿港·1- 17)	2,096,725	長崎市五島町8番7号 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋調査士協会 理事長 久保山 茂生	(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査土協会は、土地家屋調査士法第64条に基づき、官公署等の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯一の社団法人であり、また、本庁用地課と同協会との間で、登記事務等の委託に関して登記事務委託基本協定書が締結されているため、これに基づいて契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
9		建設部管理課	H20.9.3	竣功認可調査測量業 務委託(岐宿港·54- 155)	2,010,550	長崎市五島町8番7号 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋調査士協会 理事長 久保山 茂生	(社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査土協会は、土地家屋調査土法第63条に基づき、官公署等の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯一の社団法人であり、また、本庁用地課と同協会との間で、登記事務等の委託に関して登記事務委託基本協定書が締結されているため、これに基づいて契約を締結するものである。	第167条の2 第1項 第2号
10		建設部 道路課	H20.6.19	一般国道384号外4 線道路緑化維持委託 業務	8,505,000	五島市長 中尾 郁子	市道管理者である五島市では、「道路美化事業」が推進されており、当事業を効率的に実施できる体制が整っている。また、四季を通して継続した維持管理を行う必要があることから、適正に遂行できるのは、地元自治体である五島市に限られるため。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11		建設路部課	H20.7.7	20起単改第703-4号(主)玉之浦大宝線道路改良工事(設計積算業務委託)		大村市池田2丁目1311番地3 (財)長崎県建設技術研修センター 理事長 城下 伸生	公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境にの保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等におするものであるとともに、現在及び将来確保に関めなければならない。そのためには、適正なを加めなければならない。そのためには、適正なるというであるとともに、現在及び将来確保にの確保、工事管理及び工事品質の確保を図る以外で記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研行うことが出る。県職員は、究もの業務を円滑に行うことが出る。県職員は、究もの事項を全て満たす(財)長崎県建設技術を行うものである。 1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること・発注関係事務を適正に行うことができる外に見当たらないため、随意契約を行うものを発注関係事務を適正に行うことができる外を備されていること。その他の発注関係事務をに行うことができる条件を備えた者であること 2. 品では当する以下のことを満足できる体ができる条第1項に基本方針第2の8の(2)に共事を発注する公共工事を発注する公共工事の記してきるに対してきる。「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工事品質確保技術者を配置できる者であるとと、公共工事の品質を保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工事ののことを方公共団体に関する九州連絡協議会」が認定する公共工事品質を保持術者を配置できる者であることを、第2、工事では、第3、「公共工事の品質を保持術者を配置できる者であると、第4、県が発注する公共工事の発注関係事務の経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること	

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
12	五島地方局	建設部河港課	H20.12.1	20五漁広第3-5号 崎山地区広域漁港整 備工事(崎山漁港工 事監督業務委託)	6,825,000	長崎市元船町17-1 社団法人 水産土木建設技 術センター長崎支所 支所長 志岐富美雄	本業務の対象工事は、自然調和型防波堤と位置付けており、施工にあたっては周辺の自然環境に配慮すべき工事である。また、業務の実施にあたっては土木技術に加えて周辺環境改善技術、藻場造成技術などの水産技術を必要としている。これらの業務を円滑に行うことができるのは、漁港漁場事業に豊富な知見と技術を有し、漁場整備事業に関する実績もあり、公正な立場から支援を期待できる(社)水産土木建設技術センターのみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
13	五島地方局	建設部河港課	H20.12.24	20五漁広第1-9号 浦地区広域漁港整備 工事(奈留漁港工事 監督業務委託)	4,725,000	大村市池田2-1311-3 財団法人 長崎県建設技術 研究センター 所長 城下 伸生	本業務の対象工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。そのためには、適正な施工の確保、工事管理及び工事品質の確保を図るための適正な工事監督が求められている。 県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことができるのは、(財)長崎県建設技術研究センターのみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
14		建設部 福江空港管理 事務所	H20.4.1	福江空港消防業務委 託	39,515,000	五島市福江町1-1 五島市長 中尾 郁子	昭和58年10月24日に長崎県知事と下五島地域広域市町村圏組合管理者との間に締結された消防協定書に基づ〈業務である。 平成16年8月1日より消防業務を五島市が承継している。 以上により、消防協定書に基づ〈委託業務であり、委託先は五島市に限定される。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	五島地方局	建設部 福江空港管理 事務所	H20.4.1	福江空港照明施設維 持管理委託	12,862,500	五島市吉久木町231-1 ㈱九電工 五島営業所 所長 鈴木 定	航空灯火施設及び電気施設の適正な機能確保のため、施設の日常点検、月例点検はもとより、緊急の場合の臨時点検及び保守作業を要するため、島内業者に限定されるが、島内で対応可能な業者は左記業者のみであるため。	第167条の2 第1項 第2号
16	五島地方局	上五島土木事務 所 総務課	H20.4.1	漁港環境及び海岸環 境整備施設管理業務 委託	1,312,500	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長	安全管理対策の必要性 ・漁港管理者は、漁港の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 営造物の安全確保と危険の未然防止 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。 以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。	第167条の2 第1項 第2号
17	五島地方局	上五島土木事務 所 総務課		公園·緑地·海岸飛沫 防止帯等維持管理業 務委託	1,837,500	南松浦郡新上五島町青方郷 1585-1 新上五島町長	安全管理対策の必要性 ・港湾管理者は、港湾の適正な維持管理を行う責めに任じられている。 ・管理瑕疵が無いとするためには、構造、用途、場所、利用状況等の諸条件を総合し、通常予想される危険が防止できる程度の措置が必要である。 営造物の安全確保と危険の未然防止 ・施設の設置又は管理の瑕疵による事故の発生を防ぐためには、維持補修工事の物的補完と、使用規制等の人的補完の両面の措置により、安全の確保を図る必要がある。 以上により、上記施設は、直営で管理すべきであるが、行政責任がある市町に委託することでその維持管理の適正化を図ることができるため。	第167条の2 第1項 第2号

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表 部局名:五島地方局

H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
18	五島地方局	上五島土木事務 所 総務課	H20.4.1	庁舎保安警備委託	1,738,080	(個人契約2名)	災害・事故等が発生した場合に迅速に対応するために事務所に常駐する必要があり、上五島地区には警備業務を行う者がいないため、随意契約を行う。	第167条の2 第1項 第2号
19	五島地方局	上五島土木事務 所 総務課	H20.4.1	庁舎清掃業務委託	1,430,400	(個人契約)	庁舎清掃要領に基づき、清掃業者から見積書を聴取したが、現在の契約額を上回った。また、他機関へ調査をしたが、清掃頻度・清掃単価を考慮した結果、個人契約が有利であったため随意契約を行うこととした。	

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	 契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
20	五島地方局	上五島土木事務 所 河港課	H20.4.7	古里入野川通常砂防 工事(工事監督業務 委託)	12,495,000	大村市池田2丁目1311番地 (財)長崎県建設技術研修センター 理事長 城下 伸生		

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	 契約の相手先 住所	氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21		上五島土木事務 所 河港課		丸尾地区地域基盤整 備工事(工事監督業 務委託)	11,392,500	大村市池田2丁目1311章 (財)長崎県建設技術研ンター 理事長 城下 伸生	番地3年修七	公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊 かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環等境 の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成世に 高与するものであるとともに、現在及び にわたる国民の利益であることから、過 のなければならない。そのためには、適図るとからで 適切な工事監督が求められている。県職員以外で記 の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究もの の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術できるの事項を全て満たらのにはできる以下のことを満 ・発験を可当たらないため、随意契約を行うものである。 1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満 ・発験を有ずる職員が密の保持を発言をといる。との他の発力をできるといることを ・発験を有ずる職員が密の保持を発言を多数を行うことができる。 ・法に対してきる条件を備えた基本方者である。 2. 品確法第8条第1項にを構定できる者であると 2. 品でいることを第1項にとができるとのと に行うことができる条件を備えた基本方針であると (2)に対工事を発注するい共工事ののととを活足できる者であると (2)に対工事を発注するの大き、一般に関する九州連絡保ののと は、有算、工事管理等確保に関する九州連絡保ののと は、対対工事のの大きを行う公益法と また、発達する公共工事ののととを は、対対工事を発注する公共工事のより、また、発注関係事務の 理が確保された技術者を配置できる者であること。 4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の多様を などに行うことができる条件を備えた者であること	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先	住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
22		上五島土木事務 所 道路課	H20.7.1	主要地方道上五島空 港線外1線橋梁補修 工事(工事監督業務 委託)	9,292,500		技術研修セ	公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成世におらするものであるとともに、現在及び将来の世にわたる国民の利益であることから、品質確保に工事管理及び工事品質の確保を図る以外で記録が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出まるのは、である。 1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満してある。 2. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満い法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が医情されていること。その他の発注関係事務とに行うことができる外に行うことができる条件を備えた者であるとと、・法令の遵守及び秘密の保持を確認をあるとと、・活令の違守及びを表別である。 2. 品では第8条第1項に基づく基であるとと、・公共工事を発言する以下のことを満定を含めまるとと、のといてきる条件を備えてきるとのより、工事を発言する以共工事のことを方接を行うして等るが認定するのより、表別では、とのでするものである。と、公共工事の出ては、とのとは、大き、表別では、大き、大き、表別では、大き、大き、大き、表別では、大き、表別では、大き、表別では、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、大き、	

平成20年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表 部局名:五島地方局

: 五島地方局 H21.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
23		上五島土木事務 所 道路課	H20.7.15	20単橋補第802-2 号一般県道日/島猿 浦線外1線橋梁補修 工事(現場指導委託)	1,995,000	東京都台東区台東1丁目6番 14号 (財)土木研究センター 理事長 岩崎 敏男	公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等におするものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。本業務は、橋梁補修工事における現場指導を行うもので、鋼橋の塗装達替えの防食・塗装に関し材料・工法といった総高的なな観点からライフサイクルコストを踏まえた、公平・中立なるである。(財)土木研究センターは、「土木に関する調査、がら現場を指導できることが必要不可欠とな観点から現場を指導できることが必要不可欠とな調査をしているとともに、公平・中立なる。(財)土木研究センターは、「土木に関する調査、試験及の推進を図ること」を目的とした公益法人であり、また、本工法の専門的知見と技術力等の能力を必要とした業務として、平成18年度「鋼道路橋の部分塗装仕様に関する検討業務(国土交通省国土交通技術政策総合研究所)」の実績を有していることから、本業務を遂行するに必要な要件を満たす唯一の契約対象機関である。	第167条の2 第1項 第2号
24	五島地方局	上五島土木事務 所 道路課	H20.9.10	19繰離国改第2-11号一般国道384号 道路改良工事(三日/ 浦橋下部工軟弱地盤 対策技術支援業務委 託)	9,450,000	東京都台東区台東1丁目6番 14号 (財)土木研究センター 理事長 岩崎 敏男	公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成等に寄与するものであるとともに、現在及び将来の世代にわたる国民の利益であることから、品質確保に努めなければならない。本業務は、橋梁下部工設計にあたり、軟弱地盤対策として複合地盤杭工法を検討する必要があるが、この設計法採らず、高度な網が必要であるが、軟弱地盤での建設コストの縮減が可能となる合理的な設計方法である。(財)土木研究の促進に努めるとともに、その成果の普及の推進を図ること」を目的とした公益法人であり、本設計方法の専門的知見と技術力等の能力を有しており、設計方法の専門的知見と技術力等の能力を有しており、設計方法の受当性を確立する実績を有していることから、本業務を遂行するに必要な要件を満たす唯一の契約対象機関である。	第167条の2 第1項 第2号

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先	住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
25		上五島土木事務 所 道路課	H20.12.17	20起単改第805-1号 平成20年度設計 積算業務委託	5,027,400	大村市池田2丁E (財)長崎県建設 ンター 理事長 城下 伸	技術研修セ	公共工事は、良質な社会資本の整備を通じて豊かな国民生活の実現及びその安全性の確保、環境の保全、自立的で個性豊かな地域社会の形成時にわたる国民の利益であることから、品質確保にのであるとともに、現在及び将来の世にわたる国民の利益であることから、品質確保を図るためには、適正ながまた。そのためには、適正なための強切な工事監督が求められている。県職員以外でこれらの業務を円滑に行うことが出来るのは、下記の事項を全て満たす(財)長崎県建設技術研究センター以外に見当たらないため、随意契約を行うものである。 1. 品確法第15条第1項に該当する以下のことを満足するものであること・発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。・光注関係事務を適正に行うことができる体制が整備されていること。その他の発注関係事ると 2. 品確当する以下のことを満定できる体制が正に行うことができる第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する以下のことを構定できる者であること・公共工事を発注する地方公共です体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等3、「公共工事の品質確保に関する九州連絡協議会」が認定する公共工事の異確保技術者を保ての経験・実績が豊富であり、また、発注関係事務の受験・実績が豊富であり、また、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者であること。4. 県が発注する公共工事の発注関係事務の受託を公正に行うことができる条件を備えた者であること	